

ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第十条 (略)

②前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保険料ヲ以テ保険給付費、高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金並ニ療養所費、保健事業費又ハ福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

附則

第十九条 (略)

②前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及高齢者ノ福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ高齢期ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律第三百九条第三項ニ規定スル高齢者医療制度関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ一部ニ充ツル為並ニ船員保険事業ノ福祉事業費ノ内政令ヲ以テ定

金ヲ以テ其ノ歳出トス

第十条 (略)

②前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保険料ヲ以テ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及介護保険法ノ規定ニ依ル納付金並ニ療養所費、保健事業費又ハ福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

附則

第十九条 (略)

②前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為及船員保険事業ノ福祉事業費ノ内政令ヲ以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ船員保険特別会

ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ船員保険特別会計ヘノ
繰入

四 (略)

③⑤ (略)

第二十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第
十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ納付スル間第一条中「後期高齢者支
援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法(昭和三十
三年法律第九十二号)ノ規定ニ依ル拠出金」ト第三条及第十条第二
項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健
康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」トス

第二十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政
令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、第三条、第十条第二項並ニ第十九条
第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期
高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

計ヘノ繰入

四 (略)

③⑤ (略)

◎ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）（平成二十年十月施行）
 （附則第八十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ經理ヲ明確ニスル為、厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為及児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十五条ノ規定ニ依ル保険料（任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク）、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ全国健康保険協会ヘノ交付金、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第一条 健康保険事業（高齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業經營上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険給付費、高齢者の医療の確保に關する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ營繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱ニ
関スル諸費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ
福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人へノ出資金
若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構へノ交付金ニ充ツル為ノ年
金勘定ヨリノ受入金、此等ノ業務及事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充
ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ
事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児
童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年
法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収
入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ業務及事業ノ業務及業務取扱及当該拠出
金ノ徴収ニ関スル諸費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年
金積立金管理運用独立行政法人へノ出資金及交付金、独立行政法人福
祉医療機構へノ交付金、年金勘定へノ繰入金並ニ児童手当交付金及児
童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定へノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出ト
ス

第七条 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ
歳入ニ繰入ルベシ

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養
所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリ
ノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管
理運用独立行政法人へノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療
機構へノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及
厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリ
ノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及
当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入
金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第
十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ
此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事
業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業
ノ福祉施設費及営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人へノ出資金
及交付金、独立行政法人福祉医療機構へノ交付金、年金勘定へノ繰入
金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定へ
ノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第七条 健康勘定ニ事業運営安定資金ヲ置キ同勘定ヨリノ繰入金及次条
第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
②前項ノ健康勘定ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ繰入ルルモノト
ス

③事業運営安定資金ハ健康保険事業経営上ノ財源（健康保険事業ノ保健
事業費及福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定へノ繰入金ヲ含ム）ニ充ツ
ル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入ニ繰入ルル
コトヲ得

(削除)

第七条ノ二 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ事業運営安定資金ニ組入ルベシ

②健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ事業運営安定資金ヨリ之ヲ補足スベシ

(削除)

第七条ノ三 事業運営安定資金ノ受払ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入歳出外トシテ経理ス

第九条 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ニ組入レ又ハ健康勘定及業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

②業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

②業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

第十条 削除

第十条 健康勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保険料ヲ以テ保険給付費、高齢者ノ医療ノ確保に關する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金並ニ療養所費、保健事業費又ハ福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ關スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

(削除)

第十一条 削除

第十一条 (略)

第十三条 児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

② (略)

附則

(削除)

第十八条ノ六 (略)

第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

②政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

(削除)

第十一条ノ二 (略)

第十三条 事業運営安定資金及児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

② (略)

附則

第十八条ノ六 政府ハ本会計ノ健康保険事業ノ福祉事業費ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ六ノ二 (略)

第十八条ノ七 政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年及昭和三十四年度以降六箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億円ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ次項乃至第八項ノ定ムル所ニ依ル

②政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

③政府ハ健康勘定ノ昭和五十四年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務(前項ノ債務ヲ除ク)ヲ弁済スルタメ昭和五十九年度迄ノ間ニ限り必要アル

③ (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

④前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九 (略)

②前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十 (略)

トキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

④ (略)

⑤前三項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第六十条第七項ノ規定ニ依ル一般保険料率ノ引上(保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フモノニ限ル)ニ拘ラズ引上グラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

⑥第二項乃至前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第六十条第五項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

⑦前項ノ規定ニ依リ借入ルル借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同ジ

⑧第三項ノ規定ニ依リ借入ルル借入金ニ係ル債務ハ昭和六十年年度末迄ニ弁済ヲ為スベシ

第十八条ノ九 (略)

第十八条ノ十 (略)

②前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条 (略)

②前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及高齢者ノ福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ高齢期ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三百三十九条第三項ニ規定スル高齢者医療制度関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

(削除)

二 (略)

三 前二号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健事業及福祉事業其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

③・④ (略)

(削除)

(削除)

第十九条 (略)

②前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及高齢者ノ福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ高齢期ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律第三百三十九条第三項ニ規定スル高齢者医療制度関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等

ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 (略)

四 前三号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健事業及福祉事業其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

③・④ (略)

⑤第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第二十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第

(削除)

十条第一項ノ規定ニ依ル抛出金ヲ納付スル間第一条中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル抛出金」ト第三条及第十条第二項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法ノ規定ニ依ル抛出金」トス

第二十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、第三条、第十条第二項並ニ第十九条第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

◎ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（平成十八年十月施行）
（附則第八十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十四条の二十 都道府県は、施設給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から障害児施設支援のうち治療に係るもの（以下「障害児施設医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該障害児に係る施設給付決定保護者に対し、当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費を支給する。</p> <p>② 障害児施設医療費の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 当該障害児施設医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保護者が同一の月における障害児施設医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 当該障害児施設医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養</p>	<p>第二十四条の二十 都道府県は、施設給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から障害児施設支援のうち治療に係るもの（以下「障害児施設医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該障害児に係る施設給付決定保護者に対し、当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費を支給する。</p> <p>② 障害児施設医療費の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 当該障害児施設医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保護者が同一の月における障害児施設医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 当該障害児施設医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養</p>

に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、施設給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

③ 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの障害児施設医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

附 則

第六十三条の三の二 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）

（）について、引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができるようになるまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

② 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十

に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する標準負担額、施設給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

③ 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの障害児施設医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

附 則

第六十三条の三の二 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）

（）について、引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができるようになるまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

② 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十

八歳以上の者について、重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、その者からの申請により、厚生労働省令で定めるところにより、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、その者が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

③ 前二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の十九から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八歳以上の者について、重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、その者からの申請により、厚生労働省令で定めるところにより、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、その者が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

③ 前二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の十九から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）
（附則第八十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 船員保険法による船員保険事業（高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。）を経営するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。</p> <p>第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、独立行政法人福祉医療機構への補助金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>第六条 この会計において、保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をなすことができる。</p>	<p>第一条 船員保険法による船員保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。）を経営するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。</p> <p>第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、独立行政法人福祉医療機構への補助金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>第六条 この会計において、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をなすことができる。</p>

第十八条 (略)

附則

第一条 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。
ただし、この法律中普通保険勘定に関する部分の規定は、公布の日から、これを施行する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第十八条 (略)

附則

第十九条 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。
。但し、この法律中普通保険勘定に関する部分並びに第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十条 削除

第二十一条 第二十四条の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十二条 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。
② 前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三条 第二十四条の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に属する船員保険事業に関する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

② 厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度における決算上の剰余

(削除)

金で船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十五条 従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度の決算上の剰余金については、前条の規定施行の後でも、なお、その効力を有する。

第二十六条 政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用（船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く。）の財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年及び昭和三十四年度以降五箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

② 前項の規定により一般会計からこの会計に繰入が行われた場合においては、第十五条の二中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六条の規定により繰り入れられた金額」と読み替えるものとする。

第二十七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十九条第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の経理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第三条の規定によるもののほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

第二條 厚生保險特別會計法（昭和十九年法律第十号）第十九條第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の経理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第三条の規定によるもののほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

(削除)

第三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条
第一項の規定による拠出金を納付する間、第一条中「後期高齢者支援
金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十
三年法律第九十二号）の規定による拠出金」と、第三条及び第六条
中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健
康保険法の規定による拠出金」とする。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で
定める日までの間、第一条、第三条及び第六条中「及び後期高齢者支
援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
」とする。

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（平成十九年四月施行）
 （附則第八十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（秘密の保持）</p> <p>第二十条 審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない。</p> <p>第三十三条 第二十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（秘密の保持）</p> <p>第二十条 審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第三十三条 審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（平成二十年四月施行）
 （附則第八十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百</p>	<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百</p>

六十八号)第十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第二十号)第十四条第一項又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を

六十八号)第十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第二十号)第十四条第一項又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を

担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の第二十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の第二十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（平成二十年十月施行）
 （附則第八十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府、<u>全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）</u>が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>	<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>

◎ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（平成二十年四月施行）
 （附則第八十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第九十三条（略） 2～4（略） 5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者は、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</u>及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第九十三条（略） 2～4（略） 5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者は、<u>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</u>及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p>

◎ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（平成二十四年四月施行）
 （附則第九十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項ニ規定スル派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ、第三十条第一項及び第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組ミ中」とする。</p> <p>255 (略)</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項ニ規定スル派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組ミ中」とする。</p> <p>255 (略)</p>

◎ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（平成二十四年四月施行）
 （附則第九十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護扶助） 第十五条の二（略） 2・3（略） 4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第二十五項に規定する介護保健施設サービスをいう。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第三十一条（略） 2・3（略） 4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でな</p>	<p>（介護扶助） 第十五条の二（略） 2・3（略） 4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十六項に規定する介護療養施設サービスをいう。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第三十一条（略） 2・3（略） 4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護療養型医療施設（同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）において施設介護を受ける被</p>

いときその他保護の目的を達するためには必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設管理者に対して交付することができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)をいう。以下同じ。)であつて、第五十四条の二第一項の規定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。(これを委託して行うものとする。)

3 (略)

(介護機関の指定等)

保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設、その事業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)をいう。以下同じ。)であつて、第五十四条の二第一項の規定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。(これを委託して行うものとする。)

3 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2
4 (略)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2
4 (略)

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（平成二十年十月施行）
 （附則第九十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p> <p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下</p>	<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p> <p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>

2 同じ。及びその他の利害関係人に通知しなければならない。
(略)

2
(略)

◎ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護等に関する措置）</p> <p>第十条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。</p> <p>（連携及び調整）</p> <p>第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。</p> <p>（市町村老人福祉計画）</p> <p>第二十条の八 （略）</p> <p>255 （略）</p> <p>6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>	<p>（健康保持及び介護等に関する措置）</p> <p>第十条 老人の心身の健康の保持に関する措置については、この法律に定めるもののほか、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の定めるところによる。</p> <p>2 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。</p> <p>（連携及び調整）</p> <p>第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条第一項に規定する老人保健法に基づく措置及び同条第二項に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。</p> <p>（市町村老人福祉計画）</p> <p>第二十条の八 （略）</p> <p>255 （略）</p> <p>6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>

<p>7・9 (略)</p> <p>(都道府県老人福祉計画)</p> <p>第二十条の九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>7・9 (略)</p> <p>(都道府県老人福祉計画)</p> <p>第二十条の九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県老人福祉計画は、老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十の二 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十の三 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十一〜十四（略）</p>	<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十の二 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十一〜十四（略）</p>

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に關する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に關する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

附則

(介護保険の被保険者に関する特例)

第七条 当分の間、第七条第十号の三の規定の適用については、同号中
「(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条」とあるのは「
(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条及び介護保険法施行
法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第一項」と、「同条第二号
」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

附則

(介護保険の被保険者に関する特例)

第七条 当分の間、第七条第十号の二の規定の適用については、同号中
「(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条」とあるのは「
(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条及び介護保険法施行
法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第一項」と、「同条第二号
」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

◎ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号及び第三号並びに第六十条第一項第一号、第三号及び第五号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用について</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替</p>

の必要な技術的読替えは、命令で定める。

4・5 (略)

6 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

えは、命令で定める。

4・5 (略)

6 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者は、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

◎ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成二十四年四月施行）
 （附則第九十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ、第三十一条第一項及び第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>2（略）</p>

◎ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に基づく福祉サービスをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に基づく福祉サービスをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

◎ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般疾病医療費の支給）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）<u>、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</u>、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の規定</p>	<p>（一般疾病医療費の支給）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）<u>、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</u>、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の規定により医療に関する給</p>

により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 4 (略)

5 社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生労働大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 4 (略)

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生労働大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

◎ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）（平成二十年四月施行）
 （附則第九十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置） 第十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 要介護旧措置入所者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者（第七項において「特定要介護旧措置入所者」という。）に対し支給する介護保険法第五十一条の三第一項の特定入所者介護サービス費の額は、平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 介護保険法第五十一条の三第三項の規定は、食費の特定基準費用額若しくは食費の特定負担限度額又は居住費の特定基準費用額若しくは居住費の特定負担限度額について準用する。</p> <p>7 介護保険法第五十一条の三第六項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「食費の基準費用額又は居住費の基準費用額」とあるのは「食費の特定基準費用額又は居住費の特定基準費用額」と、「食費の負担限度額又は居住費の負担限度額」とあるのは「食費の特定負担限度額又は居住費の特定負担限度額」とし、同条第七項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項、介護保険法施行法（平</p>	<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置） 第十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 要介護旧措置入所者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者（第七項において「特定要介護旧措置入所者」という。）に対し支給する介護保険法第五十一条の二第一項の特定入所者介護サービス費の額は、平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 介護保険法第五十一条の二第三項の規定は、食費の特定基準費用額若しくは食費の特定負担限度額又は居住費の特定基準費用額若しくは居住費の特定負担限度額について準用する。</p> <p>7 介護保険法第五十一条の二第六項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「食費の基準費用額又は居住費の基準費用額」とあるのは「食費の特定基準費用額又は居住費の特定基準費用額」と、「食費の負担限度額又は居住費の負担限度額」とあるのは「食費の特定負担限度額又は居住費の特定負担限度額」とし、同条第七項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項、介護保険法施行法（平</p>

成九年法律第二百二十四号) 第十三条第五項及び同条第七項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

成九年法律第二百二十四号) 第十三条第五項及び同条第七項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

◎ 健康増進法（平成十四年法律第百三三号）（平成二十年四月施行）
 （附則第百条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村</p> <p>十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの</p> <p>（都道府県健康増進計画等）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う市町村</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの</p> <p>（都道府県健康増進計画等）</p>

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策について基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 (略)

4 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 (略)

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 (略)

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(市町村による健康増進事業の実施)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策について基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 (略)

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 (略)

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 (略)

2 都道府県は、前条の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十六条第五項の規定に違反したとき。
- 二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。
- 三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至ったとき。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十六条第一項の許可を受けて特別用途表示をする者が同条第五項の規定に違反し、又は虚偽の表示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第五項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第五項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第五項」と読み替えるものとする。

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第五項までの規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について、前条の規定は同項の承認を受けて特別用途表示をする者について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第五項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第五項」と読み替えるものとする。

◎ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（平成二十年十月施行）
 （附則第百一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会</u>、健康保険組合又は健康保険組合連合会</p> <p>二〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会</u>、<u>健康保険組合</u>、<u>政府</u>、<u>市町村</u>、<u>国民健康保険組合</u>、<u>共済組合</u>、<u>日本私立学校振興</u>・<u>共済事業団</u>又は後期高齢者医療広域連合</p> <p>十一〇十三 （略）</p>	<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う<u>政府</u>、<u>健康保険組合</u>又は<u>健康保険組合連合会</u></p> <p>二〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>政府</u>、<u>健康保険組合</u>、<u>市町村</u>、<u>国民健康保険組合</u>、<u>共済組合</u>、<u>日本私立学校振興</u>・<u>共済事業団</u>又は後期高齢者医療広域連合</p> <p>十一〇十三 （略）</p>

◎ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（平成十八年十月施行）
（附則第百二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつて</p>	<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市</p>

<p>は、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>七 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十五条第三項の規定にかかわらず、同法第六十三条第三項第一号の指定をしないものとする。</p> <p>八 (略)</p>	<p>又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>七 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十五条第三項（同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第六十三条第三項第一号の指定又は同法第八十六条第一項第一号の承認をしないものとする。</p> <p>八 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（平成二十年四月施行）
 （附則第百三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都</p>	<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつて</p>

道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一〇三（略）

二〇八（略）

は、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一〇三（略）

二〇八（略）

◎ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（平成二十年十月施行）
 （附則第百四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療法等の特例） 第十八条（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、<u>全国健康保険協会</u>、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>	<p>（医療法等の特例） 第十八条（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>

◎ 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）（平成十八年公布日施行）
 （附則第一百五十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年改正後国保法」という。）附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額から、平成十八年改正後国保法附則第十八項の規定により国が負担する費用</p>	<p>附則</p> <p>第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額とする。</p>

の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。

一〇五 (略)

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額

5 (略)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二〇五 (略)

一〇五 (略)

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金の総額の四分の一に相当する額

5 (略)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二〇五 (略)

◎ 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）（平成十八年十月一日施行）
 （附則第六十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条 平成十八年度における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年十月改正後国保法」という。）第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 平成十八年十月改正後国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から健康保険法等の一部を改正する法律第十条による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年改正後国保法」という。）附則第十二項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二 〓四（略）</p> <p>3 平成十八年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負</p>	<p>附則</p> <p>第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十条による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年改正後国保法」という。）附則第十二項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二 〓四（略）</p> <p>3 平成十八年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」</p>

担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」とする。

4・5 (略)

第五条 前条第一項の規定は、平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十八年度の」とあるのは「平成十九年度の」と、「平成十六年度」とあるのは「平成十七年度」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十七年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第五条第一項において準用する附則第四条第一項及び一部改正法附則第五条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項

とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

4・5 (略)

第五条 前条第一項の規定は、平成十九年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十八年度の」とあるのは「平成十九年度の」と、「平成十六年度」とあるのは「平成十七年度」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 平成十九年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十七年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第五条第一項において準用する附則第四条第一項及び一部改正法附則第五条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第五条第二

「とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 平成十八年十月改正後国保法第七十条第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合）にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二〇五 (略)

三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合）にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二〇五 (略)

◎ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（平成二十年十月施行）
 （附則第一百七十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第五十条第一項又は第二項の事業の用に供していた施設に係るもの 健康保険勘定</p> <p>（国庫納付金）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第五十条第一項又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの 健康保険勘定</p> <p>（国庫納付金）</p>

第十五条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金」とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「拠出金及」とあるのは「拠出金、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金及」とし、国民年金特別会計国民年金勘定に納付する場合には国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「からの国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの国庫納付金」とする。

4 (略)

第十五条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金」とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「借入金及」とあるのは「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金、借入金及」とし、国民年金特別会計国民年金勘定に納付する場合には国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「からの国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの国庫納付金」とする。

4 (略)

◎ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（平成二十年四月施行）
 （附則第百九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （無尽業法等の一部改正に伴う経過措置） 第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。 一〇十二（略）</p>	<p>附 則 （無尽業法等の一部改正に伴う経過措置） 第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。 一〇十二（略） 十三 老人保健法第七十四条第二号 十四〇二十三（略）</p>

◎ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（平成十八年十月施行）
 （附則第一百条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自立支援医療費の支給） 第五十八条（略）</p> <p>3 自立支援医療費の額は、<u>第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>1 当該指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同一の月における指定自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額</p>	<p>（自立支援医療費の支給） 第五十八条（略）</p> <p>3 自立支援医療費の額は、<u>次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>1 当該指定自立支援医療（食事療養（健康保険法第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同一の月における指定自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額</p>

二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

4
～
6
(略)

二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

4
～
6
(略)

◎ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（平成二十四年四月施行）
 （附則第百十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ～ホ</p> <p>二 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ～ホ</p> <p>二 (略)</p>

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（平成十八年十月施行）
 （附則第一百二十二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教育職員共済法の規定によって入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号</p>	<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教育職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を支給す</p>

において同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二・三 (略)

四 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療(同法の規定によつて入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。)

3・4 (略)
五・六 (略)

ることとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二・三 (略)

四 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療(同法の規定によつて入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。)

3・4 (略)
五・六 (略)

◎ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（平成二十年四月施行）
 （附則第百十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保険料控除） 第七十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による保険料</p> <p>三（略）</p>	<p>（社会保険料控除） 第七十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p>

◎ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（平成二十年十月施行）
 （附則第一百六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二 公益法人等の表（第一条、第三条関係）			
一 次の表に掲げる法人			
名	称	根	拠
(略)	(略)	(略)	(略)
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）	健康保険法	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
全国健康保険協会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）	健康保険法	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)		二 (略)	

◎ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（平成二十年四月施行）
 （附則第一百七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）<u>第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）</u>に掲げる業務、<u>同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）</u>に規定する業務、<u>国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）</u>に掲げる業務及び<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）</u>に掲げる業務に関する文書</p>	(略)	<p>社会保険診療報酬支払基金</p>
(略)		(略)	作成者
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）<u>第六十条第一項各号（基金の業務）</u>に掲げる業務、<u>国民健康保険法第八十一条の十第一項各号（基金の業務）</u>に掲げる業務及び<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）</u>に掲げる業務に関する文書</p>	(略)	<p>社会保険診療報酬支払基金</p>
(略)		(略)	作成者

◎ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（平成十八年十月施行）
 （附則第一百九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一（五）（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 ロ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一（五）（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 ロ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護</p>

る指定老人訪問看護

ハト (略)

七十三 (略)

ハト (略)

七十三 (略)

◎ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（平成二十年四月施行）
 （附則第二百二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>ハ～ト（略）</p> <p>七～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護</p> <p>ハ～ト（略）</p> <p>七～十三（略）</p>

◎ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（平成二十年十月施行分）
 （附則第二百一十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係）			
一次の表に掲げる法人			
二 （略）	(略)	二 （略）	(略)
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）	船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法	全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	(略)	(略)

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（平成十八年十月施行）
 （附則第二百二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>一 第二十五条第一項及び第七項、第二十五条の二、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条の二第一項及び第五項（第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二の二第一項、第三十一条の三第一項並びに第三十二条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条（これらの規定を第四十六条の五の八、第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）、第四十六条の五の二第一項及び第七項、第四十六条の六、第四</p>	<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>一 第二十五条第一項及び第七項、第二十五条の二、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条の二第一項及び第五項、第三十一条の三第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条（これらの規定を第四十六条の五の八、第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）、第四十六条の五の二第一項及び第七項、第四十六条の六、第四十六条の八第一項、第六十三条第一項、第七十九条の二並びに第七十九条の三の規定により市町村が処理す</p>

(略)	<p>十六条の八第一項、第六十三条第一項、第七十九条の二並びに第七十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第三十一条第一項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二第十項、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（これらの規定を第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十六条の五の五、第四十六条の五の六第一項及び第三項、第六十条第四項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>ることとされている事務</p> <p>二 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第三十一条第一項及び第五項（第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十六条の五の五、第四十六条の五の六第一項及び第三項、第六十条第四項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（平成二十年四月施行）
 （附則第二百二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>第四十四条第四項（第二百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八</p>	<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>一 第二十五条第一項及び第七項、第二十五条の二、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条の二第一項及び第五項（第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二の二第一項、第三十一条の三第一項、第三十二条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条（これらの規定を第四十六条の五の八、第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）、第四十六条の五の二第一項及び第七項、第四十六条の六、第四十六</p>

(略)	(略)	<p>十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十三條第二項、第三百三十四條第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百五十二條第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七條の規定において準用する国民健康保険法第八十八條及び第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)	<p>条の八第一項、第六十三條第一項、第七十九條の二並びに第七十九條の三の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第二十五條第三項第二号、第二十七條第一項及び第二項、第三十一條第一項及び第五項（第三十一條の二第十項、第三十一條の二の二第七項及び第三十一條の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十四條第一項（第四十六條の七及び第四十六條の九において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十六條の五の五、第四十六條の五の六第一項及び第三項、第六十條第四項、第七十六條第一項及び第三項並びに第七十九條第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

◎ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（公布日施行）
 （附則第二百二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十七条 平成十八年度から平成二十一年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十七条 平成十五年度から平成十七年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。</p>

◎ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（平成十八年十月施行）
 （附則第二百五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費</p> <p>十七〇二十八（略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費</p> <p>十七〇二十八（略）</p>

◎ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（平成二十年四月施行）
 （附則第二百二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十一（略）</p> <p>十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>十四・十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援助金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十一（略）</p> <p>十二 老人保健事業に要する経費</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>十四・十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費</p>

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

附則

（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）

第三十七条 平成十八年度から平成二十一年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「減額に係るもの」とあるのは、「減額に係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの、高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るものを除く。）、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

附則

（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）

第三十七条 平成十八年度から平成二十一年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。

(病床転換助成事業に要する経費に係る特例)

第三十八条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条に規定する政令で定める日までの間における第十号第十六号の規定の適用については、同号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（平成十八年十月施行）
 （附則第二百二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方社会保険事務局） 第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（地方社会保険事務局） 第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、<u>特定療養費</u>に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。</p> <p>4・5（略）</p>

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（平成二十年四月施行）
 （附則第二百二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九十九 （略）</p> <p>九十一 老人の保健の向上に関する事。</p> <p>九十二 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関する事。</p> <p>九十三 介護保険事業に関する事。</p> <p>九十四 健康保険事業に関する事。</p> <p>九十五 政府が管掌する船員保険事業に関する事。</p> <p>九十六 国民健康保険事業に関する事。</p> <p>九十六の二 後期高齢者医療制度に関する事。</p> <p>九十七 医療保険制度の調整に関する事。</p> <p>九十八〇百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（中央社会保険医療協議会）</p> <p>第十四条 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）並びにこれらに基づく命令の定める</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九十九 （略）</p> <p>九十一 老人の保健の向上に関する事。</p> <p>九十二 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関する事。</p> <p>九十三 介護保険事業に関する事。</p> <p>九十四 健康保険事業に関する事。</p> <p>九十五 政府が管掌する船員保険事業に関する事。</p> <p>九十六 国民健康保険事業に関する事。</p> <p>九十七 医療保険制度の調整に関する事。</p> <p>九十八〇百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（中央社会保険医療協議会）</p> <p>第十四条 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>

ところによる。

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十九号、第一百号、第一百四号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

(地方社会保険事務局)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号（第二十九条第三項に定める事務に係る部分を除く。）、第九十三号、第九十四号（健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十九号、第一百号、第一百四号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

(地方社会保険事務局)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社

関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4・5 (略)

附則

4 第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「高齢者医療制度関係業務」とあるのは、「高齢者医療制度関係業務、退職者医療関係業務」とする。

会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4・5 (略)

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（平成二十年十月施行）
 （附則第二百二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方厚生局）</p> <p>第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>2 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事</p>	<p>（地方厚生局）</p> <p>第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>2 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事</p>

業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（平成二十年四月施行）
 （附則第三百三十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律による医療に関する給付との調整） 第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</u>又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p>	<p>（他の法律による医療に関する給付との調整） 第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、<u>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</u>又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p>

◎ 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）（平成二十年四月施行）
 （附則第三百三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律による医療に関する給付との調整）</p> <p>第三十七条 第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による負担をすることを要しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法律による医療に関する給付との調整）</p> <p>第三十七条 第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による負担をすることを要しない。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（平成二十年四月施行）
 （附則第三百三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一～二十九（略） 三十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） 三十一～三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十九（略） 三十 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号） 三十一～三十三（略）

◎ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（平成二十年四月施行）
 （附則第百三十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律による医療に関する給付との調整）</p> <p>第三十九条 第三十七条第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p>	<p>（他の法律による医療に関する給付との調整）</p> <p>第三十九条 第三十七条第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p>